

横浜市議員（自由民主党）

平成30年6月号

山本たかし

誠実に 未来に
実行 責任自由民主党横浜市議員団
〒231-0017
横浜市中区港町1-1
TEL 045-671-3010
FAX 045-681-1530
山本たかし事務所
〒235-0007
横浜市磯子区西町3-15
TEL 045-349-2107
FAX 045-349-2108

政務調査ニュース



津南プロジェクト



いそご元氣放送局

“元気都市よこはま”の医療・健康福祉政策

◆政策進捗度チェック ー高齢者、障害者の安心社会を実現します。ー

1. 横浜市におけるがん検診受診率50%を目指し、がん撲滅を推進します。B:80点

評価コメント：全てのがん検診受診率は50%に近づく。（胃がん42.6%、肺がん45.5%、大腸がん41.9%、子宮頸がん46.1%、乳がん45.7%）平成28年国民生活基礎調査。

今後の対応：国の1/2補助含め2億7244万円を受診勧奨策に充当。国保加入者対象に再勧奨通知発送など継続。医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係団体と連携。

2. 障害者雇用や女性の雇用などに熱心な「横浜型地域貢献企業」の認定1000社目指します。B:80点

評価コメント：横浜型地域貢献企業の認定件数は459社となり、過去3年前と比べ30%増加。障害者就労相談は53149件と増加。

今後の対応：障害者法定雇用率引き上げ（2.2%）に伴う障害者雇用拡充の見通し。障害者や女性雇用拡充に向けた施策の強化が必要。

3. 口腔ケア等を積極的に推進し、生涯現役を目指すための政策を充実させます。B:80点

評価コメント：市、市大、市歯科医師会の口腔ケア対策協定。80歳で20本以上の歯が残っている方の割合が47.3%と5年前（36.2%）より増加。

今後の対応：ロコモティブシンドローム予防を目的とした地域づくり型介護予防の強化。

4. 認知症予防と介護度改善政策の実践により、社会保障費を抑制します。B:80点

評価コメント：認知症初期集中支援推進事業の予算（1.4億円）18区設置。

今後の対応：高齢化の進展で要介護認定率は増加するも、要介護度5の割合は改善傾向にあり、今後も要介護度改善施策が重要。「2025年要介護認定者23万人、認知症高齢者20万人の予測の中、要介護度1及び2」の一人暮らしや高齢者のみの世帯を対象にした認知症対応型グループホームの充実が急務。

5. 介護・医療とともに地域力を活かした、地域包括ケアシステムを実現させます。C:60点

評価コメント：在宅医療連携拠点の全区配置。地域ケアプラザ未整備地区9か所。地域包括支援3職種の充足率97%。

今後の対応：地域包括ケアシステムは2025年をターゲットにした長期施策。ヘルスデータ活用による効率化。特別養護老人ホーム年間600床（ユニット個室）確保とサテライト型特別養護老人ホーム整備。

6. 健康寿命日本一を目指すとともに、子どもの健康も考え「する、観る、支える」のスポーツに対する環境整備や、大型スポーツイベントを招致・実施します。C:60点

評価コメント：横浜ウォーキングポイント事業の参加者30万人突破。40歳未満の参加が低調。横浜市の健康寿命男性71.52年（全国：72.14年）、女性74.48年（全国：74.79年）

今後の対応：40歳未満の参加拡大に向け、ヘルスアプリを活用したメニュー開発、健康経営認証制度の登録企業拡大。大型スポーツ誘致のための施設整備が必要。

7. 障害者が暮らしやすい社会、差別や不便を感じさせない社会を実現します。C:60点

評価コメント：民間企業の昨年のがん検診受診率は、1.97%（前年比0.02%増）、法定雇用率達成企業は全体の50%。精神・発達障害者しごとサポーター養成講座。

今後の対応：今年4月から法定雇用率2.2%に、3年後に2.3%に引上げ。身体、知的、精神障害者が増加傾向。「障害者の高齢化」の課題。

大都市行財政制度を
考える!

災害救助法の改正案が閣議決定。

＝第8次地方分権一括法改正により県からの権限移譲を望む＝

(横浜市) 県からの事務委任では不十分、被災者への迅速対応を優先すべき
(神奈川県) 広域災害救助の立場から、権限は神奈川県に残すべき

大規模災害時の救助活動に関する都道府県権限を市町村に移すことを盛り込んだ災害救助法改正案をめぐり、神奈川県が猛反対。横浜市との間で互いの主張が平行線のまま推移。

市町村へ権限移譲することで、国は大規模災害時の救助内容や財源配分について直接調整が可能となり、実務の迅速・円滑化が期待。

しかし、神奈川県は、「改正しなくても都道府県が市町村に『事務委任』すればよい」と法改正には反対し、むしろ「広域被害が生じる大規模災害では県による一元的な対応が不可欠だ。」と主張して譲りません。

応急仮設住宅建設の権限は横浜市になく、横浜市域の多くの住宅が損壊しても被災者を受け入れる応急仮設住宅の建設計画は神奈川県の判断。

東日本大震災時にも、宮城県の決定が遅れ、被災地、仙台市で同様の問題が発生。

①プレハブ仮設住宅の建設の遅れ

⇒法律上、救助の主体が宮城県知事。仙台市長に事務委任は可能だが、仮設住宅建設は市長に委任されませんでした。

(宮城県とプレハブ建築協会が協定を結んでおり、建設はあくまで県が実施しました。仙台市長に権限があれば、より早期に着工できた可能性があります。)

②被災者の実情を踏まえた仕様(配置や間取りなど)のプレハブ仮設住宅ができませんでした。

⇒仕様等の調整・決定権限が仙台市長になかったためです。

横浜市の応急仮設住宅確保の考え方

- (1) 応急仮設住宅の建設候補予定地調査(平成21年～27年) 492箇所の候補地を選定。建設可能戸数19200戸
- (2) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅供給 市内約60万戸の賃貸住宅のうち約11万戸が流通空家
防災計画、横浜市の建物被害想定は元禄型地震で14万8千棟(磯子区1万4千棟)です。磯子区のプレハブ建設可能数は660戸程度しか確保できない状況です。

地域社会の活力再生と『特別自治市』の実現を!

人口減少や少子高齢化への対応、老朽化した都市インフラの維持更新など大都市経営の課題は待ったなし。一方、海外の大都市との都市間競争に勝ち抜き、国全体の成長を牽引する役割を果たすため、国が担うべき事務を除くすべての地方事務を大都市が一元的に担う『特別自治市』が必要です。

横浜市神奈川県調整会議で、神奈川県から横浜市への事務権限移譲について定例的に協議の場をもっています。

現在、神奈川県から横浜市に移譲されていない事務権限は以下のとおりです。

- 子育て支援分野 私立幼稚園の設置認可権限 など
- 都市計画・土木分野 急傾斜地崩壊危険区域の指定権限、一級河川(指定区間)・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限 など
- 福祉・保険・衛生分野 医療計画の策定権限 など
- 安全・市民生活分野 災害救助法における災害救助の権限等(災害対応法制の見直し) 高圧ガスの製造等の許可等権限(特定製造事業所に係る)、液化石油ガス充てん設備の許可顕現 など



山本たかし プロフィール

自由民主党横浜市議員団
政策・総務・財政常任委員会委員
大都市行財政制度特別委員会委員長
自民党横浜市連 政務調査会
(医療・健康福祉政策プロジェクト座長)

自民党横浜市連 経理部長
自民党横浜市連 広報委員会副委員長
自民党横浜市磯子区第五支部長
京都大学法学部卒業
菅 義偉衆議院議員(内閣官房長官)秘書

磯子区青少年指導員、磯子消防団班長
元・磯子区PTA連絡協議会会長、
元・根岸小学校PTA会長
磯子・根岸に新交通を実現する会代表
津南プロジェクト代表
いそごの元気をつくる会代表